

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年11月17日 11時20分ごろ
発生場所	長崎県 ^い 壱岐市壱岐島西北西方沖 手長島 ^{てなが} 灯台から真方位296° 11.2海里付近 (概位 北緯33° 54.9′ 東経129° 27.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{きんせい} 金星は、漂流中、また、プレジャーボート ^{りゅうせい} 龍星丸は、東南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 金星、4.0トン 290-65239福岡、株式会社エコプラ B プレジャーボート 龍星丸、2.6トン 290-62336福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部上端に破口 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、船首を北東方に向けて機関を中立運転とし、漂流中、右舷側で釣りをしていた船長Aが、左舷側にいた知人が叫んでいるのを聞いてその方向を見たところ、約10～20mに接近するB船を視認したが、どうすることもできずに、A船の左舷船首部にB船右舷船首部が衝突した。 船長Aは、衝突の約20分前に漂流を始めた際、左舷方及び右舷方に漁船がそれぞれ1隻操業していたが、2隻とも移動して見えなくなったので、周囲に他船はいないと思い、釣りに意識を集中していた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、釣り場を移動しようと自動操舵により約7ノットの対地速力で東南東進中、船長Bが、操舵室の後方にいた同乗者Bが見張りをしていると思い、釣り場を探しながらGPSプロッターを見ていたところ、A船に衝突した。
分析	A船は、漂流中、船長Aが、周囲に他船がいないと思い、釣りに意識を集中して漂流を続けたことから、接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、東南東進中、船長Bが、同乗者Bが見張りを行っていると思ひ、GPSプロッターを見ながら航行を続けたことから、A船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が東南東進中、船長Aが、周囲に他船がないと思ひ、釣りに意識を集中して漂流を続けたため、接近するB船に気付くのが遅れ、また、船長Bが、同乗者Bが見張りを行っていると思ひ、GPSプロッターを見ながら航行を続けたため、A船に接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、同乗者が見張りを行っているなどと思わずに、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂流中においても、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。